(参 考)

- 1 千葉県中小企業の振興に関する条例第11条に基づく基本方針(通称 ちば中小企業元気戦略)の策定について
- (1) 策定等の経緯

「ちば中小企業元気戦略」の策 定(平成18年12月28日)

平成17年度~平成18年12月

- ・千葉県経済活性化推進会議の開催(2回)
- ・中小企業関係団体への協力要請
- ・ 地域勉強会の開催

(42回(H17:39回、H18:3回))

- ・中小企業振興に向けた研究会 (平成18年3月1日~10月19日 11回)
- ・パブリックコメント実施 (平成18年11月17日~12月7日)



「千葉県中小企業の振興に関 する条例」の制定

「平成19年3月16日 、公布・施行

平成19年1月~同3月

・策定した「ちば中小企業元気戦略」の 条例化



ちば中小企業元気戦略の条例 第11条に基づく基本方針へ の位置づけ

基本方針に基づくちば中小企 業元気戦略事業計画書の策定

平成19年3月~同年4月

- ・中小企業振興に向けた研究会(3月8日)
- ・千葉県経済活性化推進会議の中小企業活性化部会の開催(平成19年3月28日)
- ・パブリックコメント実施 (平成19年3月30日~4月20日)

(2) パブリックコメント (平成19年3月30日~4月20日) の結果

意見が1人、1件あり。

意見 (要旨)

経済活動に行政は介在すべきではない。 行政の役割は、資本主義という社会原則が 持つ面白さや魅力とその反面にある厳しさ を教育過程の中でしっかり教え込むこと、 企業が事業に失敗したときに、事業者や従 業員の最低限の生活を守るセーフティネットにあります。

県の考え方 (要旨)

千葉県中小企業の振興に関する条例及び この基本方針は、中小企業基本法と同様に、 「弱者(中小企業者)一律支援」ではなく、 中小企業者自らの努力を基本としつつ、厳 しい環境変化を乗り越えようと果敢に挑戦 する中小企業者の取組みを後押ししようと するものです。